

令和6年 第1回定例会 町政執行方針

(令和6年3月7日)

令和6年第1回壮瞥町議会定例会の開会にあたり、新年度の町政執行に臨む基本的な考え方と、重点的に取り組む政策について申し上げます。

I はじめに

町民の皆さまのあたたかいご理解とご支援により、昨年5月から2期目の町政を担わせていただいております。

私は、就任以来、常に町民の皆さまの幸せと、町の持続的な発展のために、壮瞥町を、次代を担う子どもたちへ着実に継承していくことを基本に、

- ・公正・公平で、町民の皆様とともに歩む町政
 - ・課題解決に果敢にチャレンジする町政 を信条として、
- 町政運営にあたらせていただいております。

新年度においても、皆さまの期待と負託に応えるべく、第5次壮瞥町まちづくり総合計画の将来像「笑顔あふれる元気なまち～そうべつ～」の実現に向け、全力を尽くしてまいります。

II 財政運営について

平成28年度以降、収支不均衡となっていた町財政について、就任以来、職員の皆さんと危機感を共有し、歳出予算の精査とともに、既存事業も含め、財源の活用を調査・検討するなど全庁あげて取り組んできたところです。

これにより、令和2年度から基金保有額は増加に転じ、令和4年度の決算では、一般会計の実質単年度収支が2年連続で黒字となり、全会計の基金保有額も3年連続で増加し、22億3,753万円となったところです。

収支改善に向けた取組と併行して、町独自の子育て支援策の創設や、持ち家住宅取得推奨や民間賃貸住宅整備助成を拡充したことに加え、リゾートホテルの立地等から定住人口増となったところです。

また、長年の懸案であった、中学校の移転建替整備も本年度から着手したところではありますが、これからも公営住宅など、社会資本整備を計画的に推進し、持続的で発展的なまちづくりを推進していく考えです。

そのために、新年度においても引き続き健全な財政運営に努め、「産業の振興」、「火山との共生」、「子育て支援」、「老後も安心」をキーワードに、まちづくり総合計画に基づき、施策を展開してまいります。

新年度の予算の特色は、計画的に推進してきた総合的な定住施策の継続に加え、新たな子育て支援策と教育環境整備、企業立地促進条例に基づく事業者支援など、まちの将来に必要な投資を積極的に進めることです。

予算規模としましては、一般会計の総額は、55億9,500万円で、前年度に比べ4億4,200万円、8.6%の増となっております。

その主な要因は、中学校の移転整備や電算機器類の更新、立地企業への雇用助成金等による支援といった新年度取り組む単年度の事業費の増に加え、施設の維持管理経費の増と各種支援策を充実したこと等によるものです。

このため、財政調整基金の繰入額は、前年度より5,000万円増の1億9,000万円となっておりますが、継続して財源の確保と効率的な事業執行に努めるなど、安定的な財政運営に向け、取り組んでまいります。

Ⅲ 政策展開の基本方向

まちづくり総合計画の施策体系に基づき、政策展開の基本方向についてご説明します。

1 元気な産業のまちについて

将来に向かって持続的に発展するまちづくりを進める上で、基幹産業である農林業や商工・観光業の振興は重要です。

地域に安定した産業や雇用の場があることは、地域の持続・発展の原点であり、本町が有する特色を生かした地域産業力を着実に向上させる取組を計画的に推進してまいります。

農業の振興については、農業従事者の減少や高齢化が進行する中で、担い手の育成・確保は重要であり、就農相談から研修・実習の受入、就農後の技術習得や経営管理能力の向上研修など体系的で一貫した担い手支援体制を一層強化するなど、経営感覚に優れた担い手の育成・確保を図ってまいります。

令和3年度から2か年で実施した国費事業の情報通信環境整備対策事業については、引き続き農業水利施設の管理の省力化やスマート農業の実装等に向けた具体的な検討を継続してまいります。

近年、醸造用ぶどうの生産面積が増加している傾向にあり、民間でのワイナリー整備に向けた取組や、町民有志による研究がなされておりますが、こうした動きを捉え、情報の収集と共有により方向性を検討してまいります。

なお、移転後の中学校跡については、これまでの位置づけを基本としながらも、協議検討状況を踏まえ、適切に判断してまいります。

関係機関の協力を得て、農地の利用集積、生産性や収益性の向上など本町の農業・農村の振興と地域活性化を図る検討調査に取り組むとともに、高品質堆肥の製造・施用を通じた持続的な農業の推進等を継続してまいります。

農業用排水路の適切な維持管理に努めるとともに、町営牧場については、再編後の利活用の方法を含め、新年度内に方向付けしてまいります。

本年度のりんごまつりについては、ゲームキャラクターをりんご大使に任命し、1か月間のスタンプラリー形式で開催しましたが、事業の成果と評価を踏まえ、さらなる知名度アップと誘客、経済波及効果を全町的なものにしていくため、実行委員会の取組を支援してまいります。

有害鳥獣対策については、農業被害に加え、車両事故の発生等深刻さを増していることから、関係団体と連携し、個体数を減じる対策を強化するとともに、資源としての活用や人材の育成などに加え、必要な施設整備の検討も含め、総合的に取り組んでまいります。

林業の振興については、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、森林環境譲与税を活用し、育苗を含め、植栽、保育、間伐等の森林整備を計画的に推進するとともに、林道の維持管理を継続してまいります。

廃止鉱山の鉱害対策については、北海道や関係団体と連携して、坑廃水の適正処理等を継続してまいります。

商工業の振興については、商工業の総合的な改善発達を図るための組織である商工会への補助を継続し、経営安定、事業継承など、主体的な取り組みを支援してまいります。

令和4年3月に制定した「壮瞥町中小企業・小規模企業振興基本条例」に基づく「住宅等リフォーム支援事業補助」の拡充やコロナ禍での借入融資の返済に係る「利子補給」等、事業者の支援に取り組んでまいります。

観光業の振興については、観光協会の活動や「雪合戦」への支援の継続に加え、企業立地促進条例などに基づき、立地企業の活動を支援するとともに、空き店舗の活用や、物価高騰の対策等に取り組んでまいります。

このほか企業やサテライトオフィスなどの誘致に加え、アウトドアスポーツやアドベンチャートラベル推進の視点で、雪合戦やオロフレスキー場を活用した新たなツアーメニュー開発による誘客に取り組んでまいります。

また、昭和新山や洞爺湖をはじめ、横綱北の湖記念館・郷土史料館やジオパークを生かし、広域連携による、教育旅行や団体旅行などの誘致に、国、北海道、近隣市町や関係団体と連携し積極的に取り組んでまいります。

加えて、道路利用者の休憩拠点であり、本町の魅力や観光、農産品の情報発信拠点である「道の駅」の機能強化を図るため、駐車スペースの拡充等、緊急時の防災機能の強化も含め、指定管理者や関係者等と具体的な検討を行ってまいります。

さらに、都市圏の自治体と連携・協定を締結し、相互の有する逸品を全国各地に向けての発信や、販路拡大、持続的な交流の発展、相互交流によるPR活動や人材育成を図っていく考えです。

2 笑顔あふれる暮らしのまちについて

次に、「笑顔あふれる暮らしのまち」について申し上げます。

未来を担う子どもからお年寄りまで、安心して暮らせることは、まちづくりの

基本であり、移住と定住を促進するためにも重要です。

「子どもたちは地域の宝」であり、少子化は我が国の最大の課題です。

子どもからお年寄りまで、安心して暮らせるまちづくりは、若者世代の移住や定住を促進するために重要と考えております。

まず、子育て支援対策についてですが、

「壮瞥町子ども・子育て支援条例」に基づき、令和3年度から拡充した医療費の高校生までの無料化や、新たに創設した、出生時10万円、入学時5万円を支給する「子育て応援祝金」など独自の取組を継続してまいります。

加えて、本年度から実施している小中学生の給食費の半額補助を継続するとともに、新年度から、保育料と保育所給食費の完全無償化や一時保育の導入など保育サービスの充実など、子育て支援を拡充してまいります。

また、児童福祉法の改正を受け、子育て世帯に対する包括的な支援に向けた体制強化を図るため、設置が努力義務化された「こども家庭センター」の設置を検討するとともに、支援計画の作成など、子育て家庭への支援の充実を図る考えです。

中学生フィンランド国派遣事業を実施するとともに、胆振管内唯一の町立の農業高校である壮瞥高校の活動と地域の連携を強化してまいります。

さらに、本年度から取り組んでいる壮瞥中学校の移転建替えや学校施設への冷房の導入を計画的に進めるとともに、教育備品の整備を図るなど、望ましい教育環境づくりを推進してまいります。

次に、「健康と生きがいのあるまち」について申し上げます。

高齢化が急速に進行している本町で、心身ともに健康で豊かな生活を送るためには、健康づくりと医療、介護、福祉、保健が連携した体制の維持、構築が重要です。

町内には、病院が2か所、歯科診療所が1か所あり、地域医療を担っていただいておりますが、そうべつ温泉病院については、本年の夏以降、伊達市内への移転に向け、準備が進められているものと承知しております。

町としましては、地域医療等への影響を最小限とするため、移転後の診療所設置など協議を行っているところでありますが、今後、法人等との調整を密にするなど、適切に対処していく所存であります。

高齢者等の支援対策等については、社会福祉協議会や法人等と連携した各種サービスや「生活支援ハウス運営」、「介護予防通所・家事援助」などとともに、本年度、拡充した「福祉灯油」を継続してまいります。

現在、令和6年度を初年度とする「第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定中ですが、給付費の見込みや、制度改正などを踏まえ、介護保険事業の適正運用に努めてまいります。

障がい者福祉として、法令や計画などに基づき、町内の社会福祉法人や作業所と連携し、障がいのある方が安心して暮らせるまちづくりを推進してまいります。

町民の皆さまの健康寿命を延伸するため、各種検診や本年度創設した「带状疱疹ワクチン補助」の継続実施や介護予防、相談支援体制の充実を図るとともに、国民健康保険、後期高齢者医療の安定的な運営に努めます。

滝之町共同墓地の利用者の路上駐車を抑制し、利便性の向上を図る観点から、宗教法人から無償で敷地を借り上げ、駐車場及び指定緊急避難場所としての環境整備を行うとともに、伊達火葬場の利用料の一部負担を継続してまいります。

また、西いぶり広域連合が整備する新中間処理施設の整備に必要な負担を行うとともに、事業系のごみ処理手数料については、コロナ禍や物価高等の影響を受けている事業者の現状に配慮し、激変緩和として、新年度は料金を据え置き、令和7年度以降、段階的に改正していく考えです。

地域交通対策については、胆振線代替バス等、バス路線の運行維持や、コミュニティタクシーの運行維持費の補助を継続してまいります。

本町は、令和5年2月27日にゼロカーボンシティ宣言を行ったところであり、新年度は、町の「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し、国や北海道等の施策を活用した、脱炭素社会の実現に向けた環境づくりを行ってまいります。

3 希望に満ちた安全なまち

次に、「希望に満ちた安全なまち」について申し上げます。

平成12年有珠山噴火から24年を経過しようとしております。

近年、全国的に自然災害が頻発化、激甚化しており、災害に強い、安全で安心して暮らせるまちづくりが重要となっています。

昨年5月、活動火山対策特別措置法の一部が改正され、「火山防災の日」と定められた8月26日に、防災啓発事業を団体等と連携して開催するとともに、自主防災組織の組織化を進めてまいります。

また、法の位置付けに基づき、火山周辺の集客施設を利用する旅行者等の円滑な避難を促進するため、周辺市町と連携し、避難促進施設の指定と、当該施設による「避難確保計画」策定を支援してまいります。

加えて、時間に応じて、とるべき警戒行動を事前に定めておく「タイムライン」が、道内の1級河川の流域で導入、運用されておりますが、長流川流域でも導入に向け、北海道や関係機関、流域自治体と検討してまいります。

避難所備品の計画的な購入や、広域避難に向けた近隣自治体や宿泊先との連携や他の自治体との防災協定を締結するとともに、防災訓練を実施するなど、災害に強い地域づくりを推進してまいります。

各種ハザードマップの情報を考慮した社会基盤づくりが重要です。

道路や公共施設の基盤整備対策については、国道、道道の整備促進に向けた要請活動をはじめ、整備に伴う水道施設等の移設整備を推進します。

町道整備については、滝之町中島1号線整備の継続に加え、新山3号橋の補修工事や地域からの要望を踏まえ、町道の整備等に取り組むとともに、草刈り、除雪など適切な維持管理に努めてまいります。

住民避難に備え、公共施設の適切な維持管理に努めるとともに、温泉資源の適切な維持管理を継続して実施してまいります。

また、生活や経済活動に欠かせないライフラインである簡易水道と集落排水事業等の安定的な運営に努めるとともに、新年度から導入される公会計制度の適切な運用に努めてまいります。

次に、各地域の活性化対策についてですが、

滝之町・立香地区については、町の中心地として買い物がしやすい環境や、空き家・空き地の活用、良好な景観形成に向けた施策などを検討するとともに、建部改良住宅の整備に向けた具体的な検討を進めてまいります。

久保内・弁景・幸内・蟠溪地区については、地域の皆さんと、定住対策と公共施設の再編、活用に関する検討を進めてまいります。

また、温泉資源の効果的、持続的な活用を図るため、適切な管理方法や利活用の検討を進めるとともに、国道453号の蟠溪道路整備にあわせた水道施設等の移転や町道関内蟠溪線の地すべり対策を継続してまいります。

東湖畔・仲洞爺地区については、町道仲洞爺早月線の道路改修に取り組むとともに、仲洞爺の特性を生かした産業の振興と地域づくりを推進している事業者と連携し、環境整備を行ってまいります。

昭和新山地区については、危険家屋化した空き店舗の除却を着実に推進するとともに、地域の皆さまや関係機関との調整を図り、魅力化と噴火災害に強い地域づくりに向け、具体的なビジョンづくりを行ってまいります。

なお、新年度においても北海道職員の自治法派遣の継続を要請しており、必要な予算を計上しております。

壮瞥温泉地区については、立地企業への必要な支援を行うとともに、町道明治第4線の舗装や、洞爺湖園地と湖面の安全で適正な管理、利用を図るため、環境整備を進めてまいります。

有珠山との共生が宿命である本町にとって、まちづくり総合計画では、各地域の歴史と特性を生かした地区整備の推進は重要であると位置付けられており、計画的な検討を継続してまいります。

4 未来へつなぐ明るいまち

次に、「未来へつなぐ明るいまち」について申し上げます。

「移住定住・関係人口の拡大」については、本町では、現在、9名の地域おこし協力隊が、情報発信、農業、スポーツ・教育、観光、移住、空き家対策、山村振興など、それぞれの分野で広く活躍されています。

新年度は、これまでの取組を継続し、卒業する隊員の起業支援や、後任を採用するとともに、スポーツ庁の助成を受け検討してきたアウトドア推進のため、総務省の施策である「地域活性化企業人」を活用した人材の誘致により、地域の活性化に資する取組を推進してまいります。

慢性的な住宅不足を改善するために令和3年7月から拡充した「民間賃貸住宅整備助成」については、本年度、リゾートホテルの社員用として50世帯分の整備に活用され、人口増となったところです。

新年度は、施策の活用に向けた具体的な相談が寄せられており、整備計画が定まった段階で、予算計上する予定としております。

また、令和4年4月から拡充した「持ち家住宅取得奨励金」については、平成26年度の創設後、多い年度で6件の助成実績でしたが、令和4年度は12件となり、本年度は11件となる予定です。

新年度は、前年度当初予算と同様の4件分を計上しておりますが、人口減、住宅不足といった課題を解決し、子育て世代の住宅取得と町内居住を促進し、将来への投資を促す施策として継続してまいります。

次に、「住民参画・協働のまちづくり」については、
新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことから、これまでの町政懇談会に加え、政策推進に関連する団体や地域との懇談機会の充実を図るとともに、自治会活動への支援などを継続してまいります。

町政情報をわかりやすく伝え、発信するため、広報機能の充実に努めるとともに、国の方針に基づき、事務事業の効率化を図るため、広域連合と連携し、自治体業務処理の共通基盤への移行などに取り組んでまいります。

「基金減のない財政運営」については、これまでの収支改善に向けた取組を継続し、安定的な財政運営に努め、既存事業の継続と、まちづくり総合計画に基づき、計画的に施策を推進してまいります。

次に、「親切で信頼される役場」について申し上げます。
地方公務員には、住民福祉の向上とまちを持続発展させるという普遍的な使命があります。

小規模自治体の特性を生かし、施策の推進や理解を促進するとともに地域の課題を把握し、町政に反映させ、解決していくため、「町民の皆さまとの対話・コミュニケーションを深める」よう努力してまいります。

加えて、公務員としての自覚ややりがいを喚起し、町民の皆さまにとって身近な存在で「期待と負託に応え、親切で信頼される役場」づくりに取り組んでまいります。

また、マイナンバーカードを使用して、申請書類の記載を軽減する書かない窓口の適切な運用に努めるとともに、行政事務を、適切かつ効率的に進めるため、消防や火葬場、ごみ処理、共同電算など広域連携による事務処理を継続して推進

してまいります。

Ⅲ むすび

以上、新年度の町政執行に臨む基本的な考え方と施策について、まちづくり総合計画の施策の体系にそってご説明申し上げました。

本町は、本年、145年目の歴史を刻みます。

フロンティア精神をもった、先人のたゆまぬ努力により、豊かな郷土が築かれてきました。

人口減、少子高齢化、コロナ禍に加え、原油価格や物価の高騰等に直面しておりますが、本町の持つ地域資源と人的資源など、優位性を最大限生かし、課題解決に、果敢にチャレンジすれば、必ず改善していきます。

子どもたち世代に希望ある未来を準備していくことが今を生きる私たちのつとめであり、議会と町民の皆さま、行政が心を一つにして、知恵をしぼり、邁進していくことが重要と考えております。

議員の皆さま、町民の皆さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、町政執行方針とさせていただきます。